

参考1

# 独立行政法人改革に関する 中小企業退職金共済制度の見直しについて

# (案)

平成 26 年 12 月 16 日

独立行政法人改革に関する中小企業退職金共済制度の見直しについて

労働政策審議会勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「平成 25 年閣議決定」という。)等を踏まえ、中小企業退職金共済制度(以下「中退共」という。)を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)における資産運用に係るリスク管理体制の整備及び事務の効率化を図るため、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

## 記

### 1. 資産運用に係るリスク管理体制の整備

#### (1) 資産運用委員会の設置

- 中退共において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、機構の資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備することが、平成 25 年閣議決定において求められた。
- このため、経済・金融の有識者その他学識経験を有する者から厚生労働大臣が任命する委員により構成される資産運用委員会を設置し、資産運用の重要事項に関して審議を行うほか、機構の資産運用業務を監視する等の業務を行うこととする。  
なお、当該委員に機構の資産運用業務の利害関係者が就任するなど当該委員会の公正性に疑念を持たれることのないよう、必要な措置を講じることとする。
- この資産運用委員会の運営を含め、機構の資産運用については、中退共の制度趣旨を十分に踏まえた上で、掛金を拠出している事業主や退職金を受給する労働者といった制度利用者の意向が反映される形で、安全かつ効率的に行うことが求められる。

#### (2) 合同運用の実施

- これまでは、機構は、一般の中小企業退職金共済制度(以下「一般の中退共」という。)及び各特定業種退職金共済制度(以下「特定業種」

という。) それぞれにおいて資産運用を行ってきたが、今般の財政検証において、林業退職金共済制度の安定的運営のための改善策として、委託運用の部分について一般の中退共と特定業種との合同運用を行うことが適当とされた。

- このため、一般の中退共と特定業種の間において資産を合同で運用できることとし、その実施にあたっては、合同運用を行うための勘定を設けるとともに、合同運用によって生じた利益・損失は当該勘定から合同運用を実施する各共済制度の勘定へ適切に配分されるよう、必要な措置を講じることとする。

## **2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務の効率化**

### (1) 制度間通算における全額移換の実施

- 現行では、被共済者が一般の中退共と特定業種との間等を移動し、移動前の制度における退職金を移動後の制度に通算する場合、通算できる金額に上限があるところ、通算制度を利用する被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、全額を移動後の制度に通算できることとする。

### (2) 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業（以下「特退共」という。）を実施している団体の中には、厳しい運営状況となっているものが一部存在していることを踏まえ、特退共に参加している企業における退職金制度の存続を図る観点から、特退共を廃止する団体から、機構が直接資産を引き受けることができることとする。
  
- なお、中退共への円滑な移行を実現するため、事業主が支払う掛金月額について、中退共に参加したときから3年間に限り、特退共を廃止した時点の当該被共済者に係る掛金（2,000円が下限）以上の掛金とすることを認めることとする。

### (3) 確定拠出年金（企業型）への資産移換

- 共済契約者が中小企業者でなくなったことを理由として中退共の退職金共済契約が解除された場合、その企業における退職金制度を実質的に存続させるため、確定給付企業年金等への資産移換ができることとされているが、現在、確定拠出年金（企業型）が中小企業においても普及が進んできていることを踏まえ、中退共から確定拠出年金（企業型）へ資産移換ができることとする。

(4) 企業間通算の申出期間の延長

- 従業員が中退共の加入事業所間を転職した場合等においては、退職後2年以内に通算を申し出ればその前後の退職金を通算することができるが、通算制度を利用する被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、その期間を3年まで延長することとする。

(5) 未請求退職金発生防止対策の強化

- 未請求退職金の発生防止対策の強化の一環として、既に退職している者に対して中退共の退職金を確実に支払うため、機構が、必要に応じて住基ネットを活用できるようにする等の措置を講じることとする。

(6) 退職金の不支給期間の短縮

- 特定業種における退職金の不支給期間は現在24月未満となっているが、今般の財政検証の結果を踏まえ、建設業退職金共済制度における不支給期間を、一般の中退共と同じ12月未満とすることができるよう、必要な措置を講じることとする。

### **3. 施行時期**

- 1（2）及び2の施行時期については、「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）を踏まえ、平成28年4月とすることが適当である。
- ただし、1（1）については、平成28年度以降の資産運用の基本方針について議論を行う必要があるため、平成27年10月を目途に施行することが適当である。

以 上